## 自動車使用確約書

(あて先) 長崎市長 (ファミリー・サポート・センターながさき)

自動車(二輪車含む)の使用に当たっては、下記の内容に同意します。
口依頼会員の子どもは同乗させません。
口車両は整備されています。
口次の種類の自動車保険に加入しています。
①自動車損害賠償責任保険
②自動車保険 (任意保険)
口次のような運転行為は行いません。
①飲酒運転
②速度違反運転
③過労、居眠り運転
④駐停車違反、放置駐車
⑤その他道路交通法で禁止されている運転
□移動に係る距離は、往復kmであることを確認しました。
口移動に要する燃料代の実費相当分(距離 1km あたり <u>37 円</u> )については、依頼会員の
負担とします。
□(有料駐車場を使用する場合)駐車場代として <u> </u>
口(有料道路を利用する場合)有料道路料金として <u> </u>
口移動中の賠償事故については、車に付保した自動車保険で処理します。また、自動車保険の免
責額は、提供会員の負担とします。
口提供会員の責任において、自動車を利用します。
年 月 日
提供会員
上記の内容を確認し、相互援助活動を依頼します。
年 月 日
<b>从</b> 插 <b>众</b> 吕